Deloitte.

本資料（参考和訳）は、Deloitteが2016年11月22日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

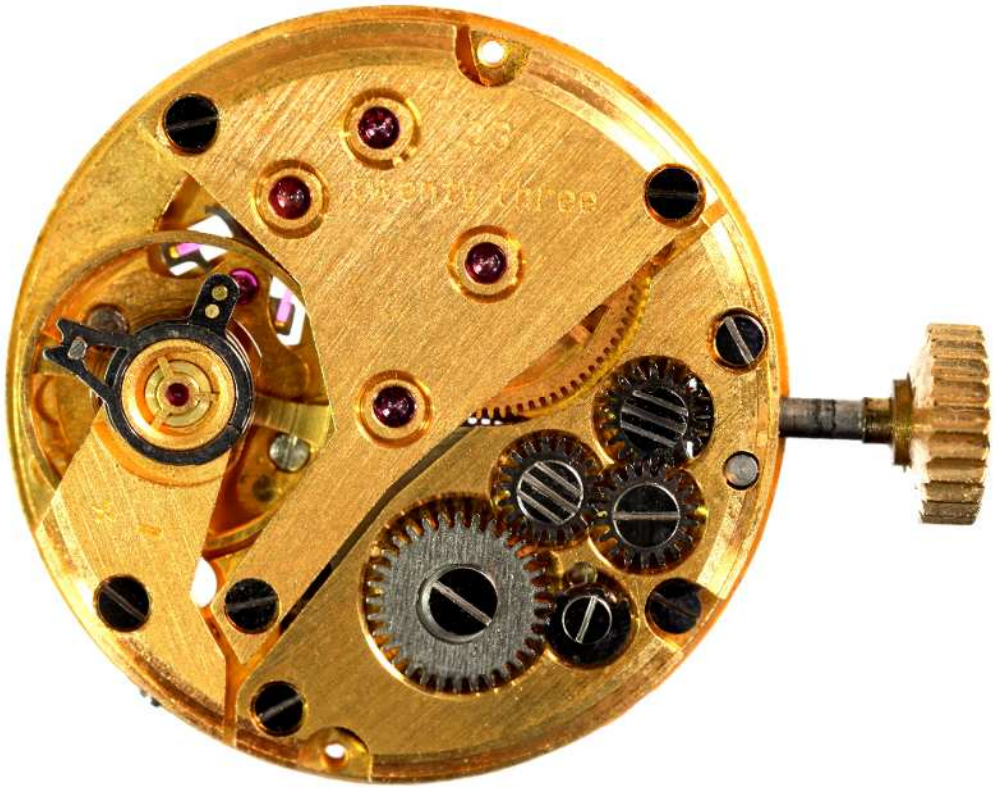

IFRS第4号フェーズ2はIFRS第17号となり、2021年1月1日から発効される予定である。

長い年月が費やされた保険契約プロジェクトの、おそらく最後となるであろう会議において、多くの変更提案が承認された。

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2016年11月22日

目次

- 2016年11月16日のIASB会議のハイライト
- IASBスタッフの分析、IASBの審議内容および暫定決定事項
- 次のステップ

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

11月のIASB会議のハイライト

- IFRS第17号（IFRS第4号フェーズ2の公式の新たな名称）が来年の6月までに公表される前提のもと、発効日は2021年1月1日に設定される。
- アジェンダ・ペーパーは膨大だった（合計177ページ）
- スタッフ提案は主に、この夏に行われたフィールドテストと非公開のレビュー分析をもとにしている。
- 経過措置について、従前強制されていた修正再表示の方法から選択することが可能となり、従前の決定事項よりも大幅に簡便化された。
- 公正価値アプローチによる修正再表示は、従前よりも、多くの場合に適用可能となる。
- 集約のレベルも、ポートフォリオごとに、最低でも1年ごとに二つのグループに分けるよう、簡便化された。ポートフォリオの定義との関係は明確化されている。以前に承認されたグループをオープン・エンドとするための要件は削除されている。
- VFAの要件と相互扶助は、全体として前向きな結果を伴うよう、明確化されている。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

IFRS第17号の強制発効日

スタッフの分析

- IFRS第17号の複雑性は、近年発行された他の基準書の適用同様に複雑であり、銀行がIFRS第9号の新しい予想信用損失モデルを適用する際の複雑性に最も相当する。
- 準備期間をより長くすることによるメリットと、見劣りする会計実務の継続を容認するデメリットとのバランスをとる必要がある。
- IFRS第17号の適用には運用上の複雑性、データの収集及びシステムへの影響があるため、約3年の期間が適切である。
- IFRS第17号の公表から強制発効日までの期間が3.5年から4年と長期であることは、より大きな負債の報告により増加する規制資本要求に対応するための手助けとなる。
- 規制資本要求への効果の可能性によって、投資家へ透明性及び比較可能性を提供することを意図している新基準の適用を遅らせるべきではない。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

IFRS第17号の強制発効日

スタッフの提案

- IFRS第17号が2017年は上半期に公表される前提で、企業は IFRS第17号を2021年1月1日以後に開始する事業年度に適用しなければならない。
- 企業は、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も同時に適用するのであれば、IFRS 第17 号を2021 年1 月1 日よりも前に適用することができる。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

IFRS第17号の強制発効日

IASBの審議内容と決定事項

- 1名の理事は、すべての企業（特に小規模の保険者と新興国における保険者）が新基準を同時に適用することを可能とさせるために、期間を5年設けることが望ましいと考えていた。
- 当該理事は、提案された日にIFRS第17号を適用するという追加便益に対して、追加費用がとても大きいと考えていた。
- 数人の理事はこの見解に同意しなかった。特に、新基準は現在の会計基準より大幅な改善が行われているためである。
- 彼らは、長期間にわたって行われるプロジェクトは一般的にあまり効率的ではなく、小規模な企業は一般的に商品数が少なく、2013年EDに対するコメントのほとんどは約3年間で十分と考えており、また、企業は提案について考える十分な時間を有してきたとも述べた。

暫定決定

- 1名のみ理事が反対し、IASBはスタッフ提案を承認した。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの分析

- フィールドテスト時に識別された移行時の論点により、スタッフ分析が刺激され、広範囲の提案が行われ、IFRS第17号の下での移行時の要求が大幅に簡便化されている。
  1. 遡及適用の実務上不可能についての要件
  2. 修正遡及適用あるいは簡便遡及適用のために、異なるデータソースを用いること
  3. VFAの修正遡及適用あるいは簡便遡及適用アプローチのための参照日
  4. 公正価値アプローチと再評価されたCSMの大きさ
  5. 完全に遡及適用されない契約のグルーピング
  6. 移行プロセスと金額の開示
- これら６つの論点それぞれに対して、スタッフはフィールドテストの結果の分析を行い、IFRS第17号の移行アプローチを改善することが妥当と考えられる懸念に対応し提案を行った。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの分析– 遡及適用の実務上不可能の要件

- 完全遡及適用を適用するためのキーとなる原則は残すべき（黄色の領域）
- スタッフはIFRS第17号の実務上不可能であることを証明することが他の基準書より難しくあるべきではないと結論づけた

完全遡及アプローチ
簡便アプローチ
公正価値アプローチ

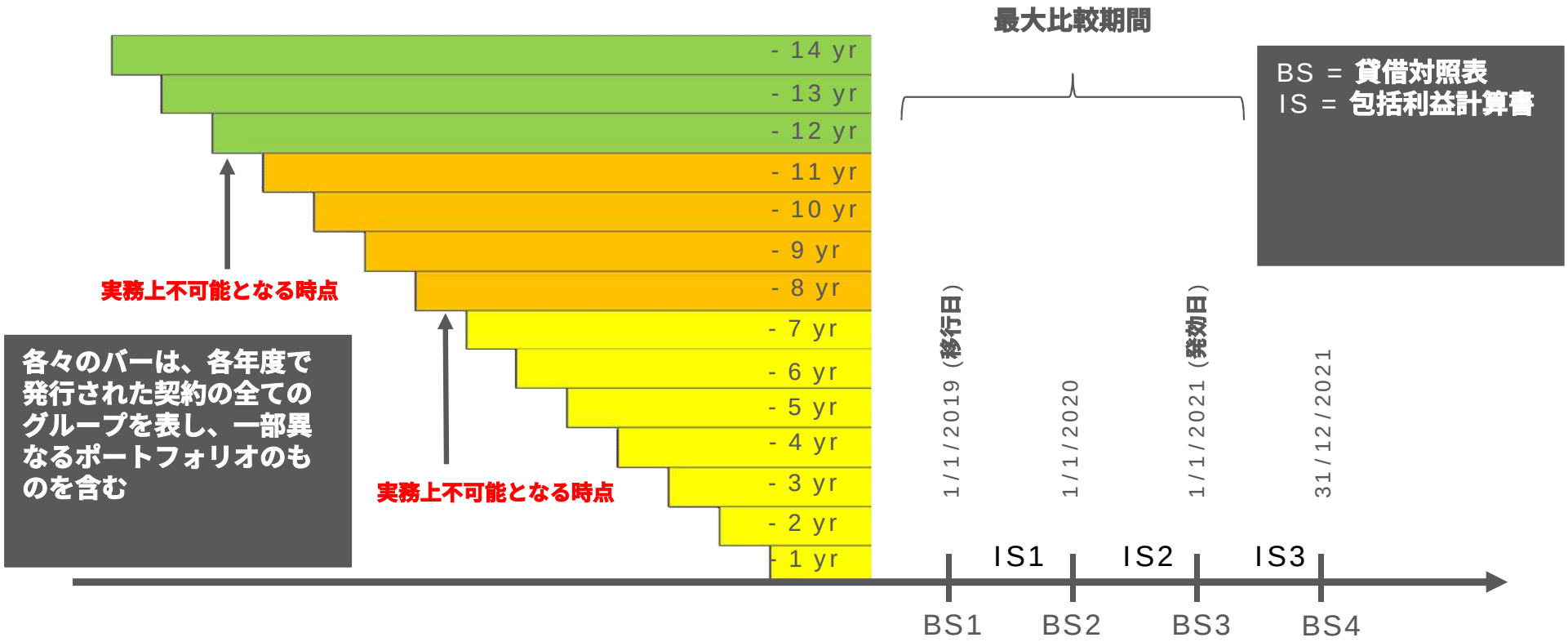

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定– 遡及適用のための実務上不可能の要件

- **簡便アプローチあるいは公正価値アプローチを使用する際の実務上不可能の疎明**
- IFRS 17**の要求は契約のグループに対して、それが実務上不可能である場合を除き、**IAS 8**に従い遡及的に適用されるべきである**
- **遡及してグループを認識できない保険契約および遡及適用が実務上不可能なグループに対しては、修正遡及アプローチと公正価値アプローチの選択が認められる**

暫定決定

- **理事会は、完全遡及アプローチを最大限利用する原則に対して合意した。そして、簡便アプローチと公正価値アプローチの選択を認めることを全員一致で承認した。**

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの分析– 修正遡及アプローチ

- 修正遡及アプローチの目的は、完全遡及適用に近似させることである
- 遡及適用のための合理的かつ裏付けのある情報を会社が持たない場合のみ使用されるべきである

完全遡及アプローチ
簡便アプローチ
公正価値アプローチ

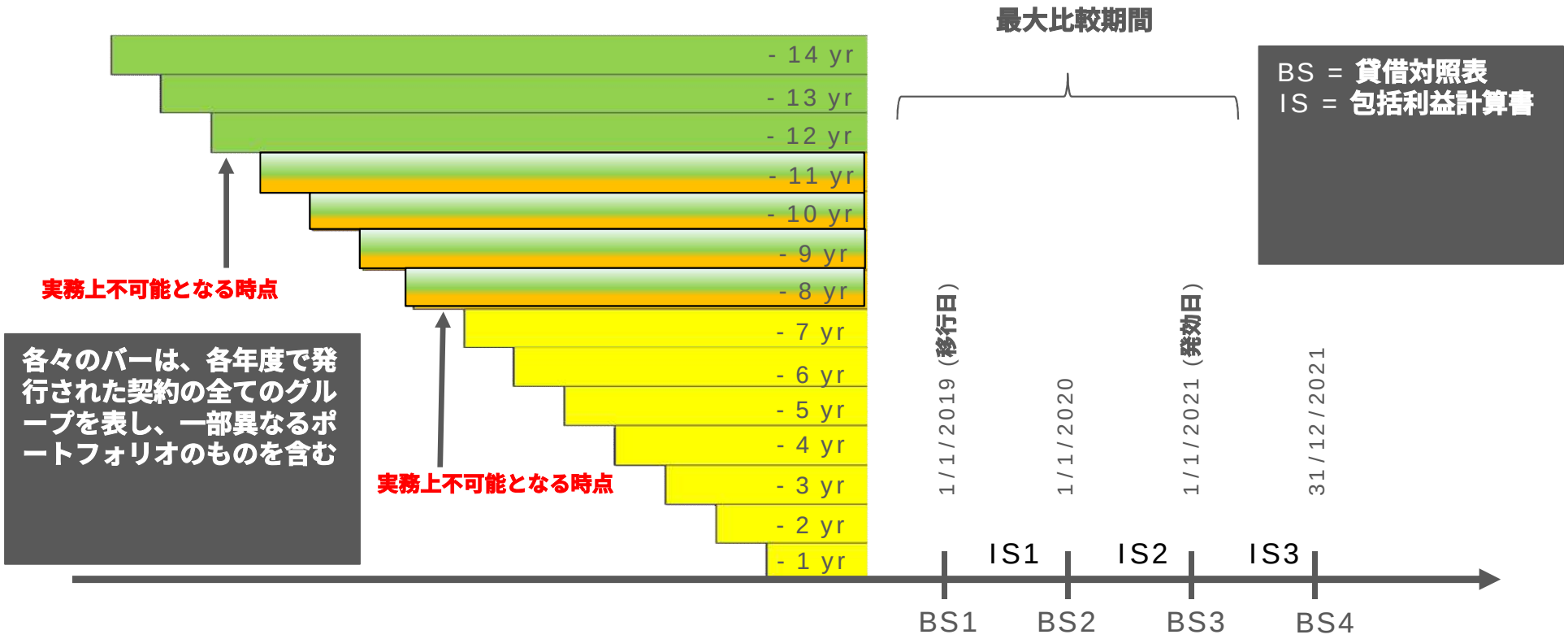

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定 – 修正遡及アプローチ

修正遡及アプローチ

- 修正遡及アプローチの目的は、利用可能な合理的で裏付けのある情報を用いて、完全遡及アプローチに最も近い結果に到達することである
- 特定された修正の利用が、修正遡及アプローチの目的に合致するように、最低限に認められる
- 修正遡及アプローチの適用は、完全遡及アプローチを適用するために用いられたであろう情報を最大限利用しなければならないが、過大なコストと労力を払うことなく利用可能な情報のみを用いればよい

暫定決定

- 理事会は追加的な修正に合意し、修正遡及アプローチの利用はその目的に合致させるために必要最小限であるべきであることを賛成多数で承認した。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定 – 公正価値アプローチとVFAの簡便法

- 公正価値アプローチはより広範囲に適用可能となるであろう
- この場合、数多くの評価が、契約の認識時（認識時点の同時点の証拠に裏付けされる通常のアプローチ）もしくは移行時（表示する期間の最も早い期首）で実行されるであろう。これらの評価は以下を含む。
  1. VFAに適格かどうか
  2. 公正価値測定された契約のグルーピング
  3. 間接有配当契約の裁量性の効果をどのように決定するか
- 加えて、VFAの簡便化されたアプローチを利用する場合、CSMは最初の適用日時点（企業の暦年年度に基づく適用日）ではなく移行日時点で再評価されることに留意が必要である

暫定決定

- 理事会はこれらの提案を賛成多数で承認した

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの分析 – 完全遡及適用されない契約のグルーピング

- スタッフは、期間ごとにグループ化することは常に可能とは限らないであろうと結論付けた
- この状況では、CSMを付利する金利（認識時のロックイン割引率）を無配当契約と間接有配当契約で設定することが不可能となる

完全遡及アプローチ
簡便アプローチ
公正価値アプローチ

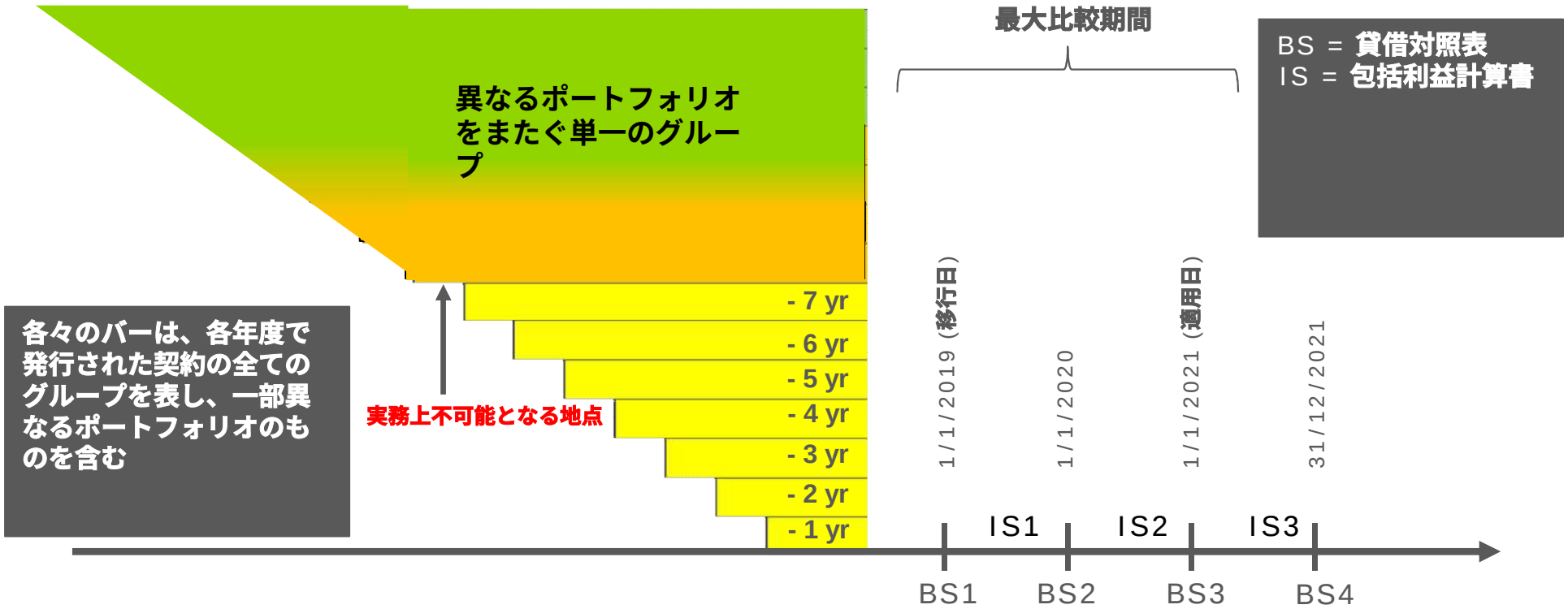

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定 – 完全遡及適用されない契約のグルーピング

- 企業は、契約が異なる年に発行されたとしても同一のグループとして扱うことが認められる
- CSM（無配当と間接有配当）に付利する金利とOCIによる解決（無配当）は、移行日で設定されるであろう。これは契約開始時の市場の割引率と移行時の割引率との差が無視されることを意味する。CSMは、移行時の履行キャッシュフローに用いる割引率と同一の割引率を参照し、暗黙にリセットされる
- OCIによる解決を使用する企業については、このアプローチは累積OCIをゼロにすることを意味する
- 移行時に完全遡及適用されない契約について、移行時点でもはや有効契約ではない過去の契約はCSMの測定に影響が無いものとみなされる

暫定決定

- 理事会はこれらの提案を全員一致で承認した。ある理事はこれらの提案は、極めて大きな譲歩であるとコメントした

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定– 移行時に報告される金額の開示

- IFRS第17号で要求される、 CSMに関連する開示、保険契約収益と保険利息収益もしくは費用の開示の全ては、表示する最も早い期間の期首に存在する保険契約とそれ以後の保険契約とを区別して提供しなければならない
- 表示する最も早い期間の期始に存在した保険契約に対して、移行時点においてどのように測定したかを全ての期間において開示で説明することは、使用された手法と適用された判断の性質と重要性について、財務諸表の利用者が理解することを助けるであろう
- もしFVOCIに分類する金融資産が、累積OCIをゼロに設定した保険契約に関連付けられている場合には、これら資産に対する期首と期末のOCIに含まれる累積的な金額の調整表を開示しなければならない

暫定決定

- 理事会はこれらの提案を全員一致で承認した

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

大幅に簡便化された移行時の要求

スタッフの提案と理事会の決定– 比較期間 (アジェンダ・ペーパー2G 論点 17)

- スタッフは、IFRS10とIFRS12と同様、追加の比較期間の開示に関する要求の免除を提案した
- 理事会は全員一致でこれを承認した

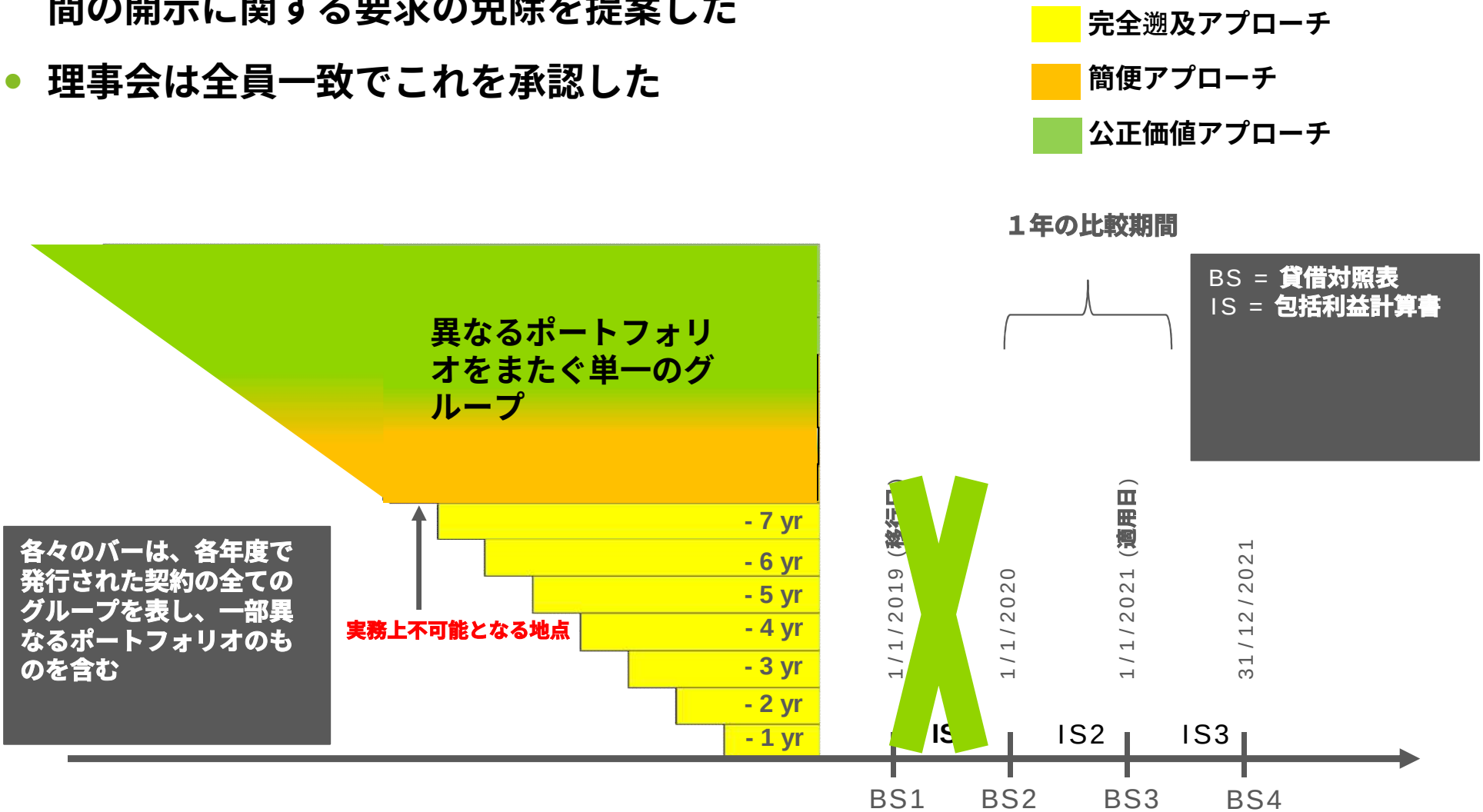

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

集約のレベル

グループの数の削減とオープンエンド要件（相互扶助にある契約を除く）の削除

スタッフの分析

ポートフォリオ
- 類似したリスク
- 一括した管理
- オープンエンド
- 商品グループは正当な例の一つ

X年目	X＋1年目	X＋2年目
収益性の高いグループ	収益性の高いグループ	収益性の高いグループ
その他の収益性のあるグループ	その他の収益性のあるグループ	その他の収益性のあるグループ
	不利なグループ	

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

集約のレベル

グループの数の削減とオープンエンド要件（相互扶助にある契約を除く）の削除

スタッフの提案

- ポートフォリオの定義は維持するべきであり、各商品ラインの中の契約は類似したリスクを有すると見込まれ、したがって、異なる商品ラインが同一のポートフォリオにあるとは見込まれないというガイダンスが追加される。
- 不利な契約は、契約開始時に入手可能な情報に基づいて認識されるべきであり、契約開始時に不利でない契約から区別してグループ化されるべきである。
- 契約開始時に不利でない保険契約は、少なくとも、不利になる重大なリスクのない契約のグループとその他の収益性のある契約のグループにポートフォリオを分割して測定すべきである。契約が不利になるリスクをどのように評価するかについて、さらなるガイダンスが追加で提供される。
- 同じ年内に発行される契約のみが、同じグループに含まれるべきである。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

集約のレベル

グループの数の削減とオープンエンド要件（相互扶助にある契約を除く）の削除

スタッフの提案（続き）

- 契約グループに係るCSMは、当期及び予想残存カバーにわたり、当該グループの中の契約の予想されるデュレーション及び規模を反映して、カバー単位を基礎として配分される
- CSMに係る利息の発生計上において、加重平均割引率（平均する期間は1年以内とする）が認められる。

暫定決定

- IASBは全員一致でスタッフの提案を承認した。
- ペーパー2Gにおいて、スタッフは、企業が集約のレベルにおいて相互扶助をどのように反映すべきかに関するガイダンスを追加することを提案した。それは、相互扶助にある契約においては、アンロック調整が関係する限り、オープンエンドと同様の結果になるだろう（ペーパー2Cパラグラフ36～39を参照）。
- IASBは全員一致でペーパー2Gにおける21の提案すべてについて承認した。
- この主要な点について、現段階では追加の明確化は行われない。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

変動手数料アプローチの要件

「契約条件」に関連する実質的な義務の用途

スタッフの提案

- アジェンダ・ペーパー2Gの論点12において、スタッフは、VFAの要件の一つ目で言及されている下記の「契約条件」とは、法的強制力のある全ての実質的な義務を参照することを明確化する提案を行っている。
  - *「**契約条件**で、保険契約者が、基礎となる項目の明確に特定されたプールに対する定められた持分に参加している旨を明示している。（強調部分に下線を加えている）」*
- 新たな基準書では、法的強制力のある義務は、契約、**法律あるいは規制**から生じうる旨が説明される。
- 新たな基準書では、推定的債務（IAS第37号で定義されている）により契約は生じうるが、すべての推定的債務が、新たな基準書およびIFRS第15号「*顧客との契約から生じる収益*」で定義されている契約を生じさせるわけではないことについても明確化する

暫定決定事項

- 前のスライドに記載の通り、アジェンダ・ペーパー2Gのすべての提案事項は全員一致で承認された。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

その他の整理論点

実績調整および関連する将来キャッシュ・フローの見積の変更に関する会計処理 (アジェンダ・ペーパー 2C)（訳注1）

新

将来キャッシュ・フローの変動を生じさせる実績調整

将来キャッシュ・フローの見積りの変更

将来キャッシュ・フローの変動を生じさせない実績調整

将来キャッシュ・フローの見積の変更

純損益

暫定決定事項

審議会は10対1で（訳注２）、このアプローチを承認した

CSM

- （訳注1）IASBアップデートでは2Cではなく、2D
- （訳注2）IASBアップデートでは11名全員が賛成とされている

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

その他の整理論点

リスク軽減 (アジェンダ・ペーパー 2F)

- スタッフは、VFAに基づく保険契約に関して利用可能な新たなヘッジ会計をカバーするトピック３に関し、フィールドテストから生じた多くの発見事項について分析した。
- 新たな基準がヘッジ会計の利用を特定のリスクに制限した場合、いくつかの会計上のミスマッチが残存することをスタッフは認識した。
- スタッフは、VFAを適用し、VFA適用契約の財務リスクを軽減するためにデリバティブを用いている企業に、その契約から生じるすべての財務リスクを反映するようヘッジ会計を適用することを、新たな基準が認めるよう提案した。

暫定決定事項

- IASBは全員一致でスタッフの提案を承認した。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

保険契約

次のステップ

- スタッフは、次のことを行うために文案作成プロセスを継続する。
  - 2016年11月で行われた決定をIFRS第17号の改訂後の文案に反映する
  - IFRS第17号の更新後の文案について致命的欠陥の有無のレビューを厳選した外部者に依頼する
- スタッフは、2017年前半にIFRS第17号を公表することを予定している。
- IASBワークプランでは、2017年3月は「予想公表日」であることを示している。
- IASBは、移行リソース・グループの設定のメリットに関し、IFRS諮問会議からの見解を求めている。

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

コンタクトの詳細

Francesco Nagari
Deloitte Global IFRS Insurance Leader
+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep Connected on IFRS Insurance by:

Follow my latest LinkedIn posts

Follow me on @Nagarif

Subscribe to Insights into IFRS Insurance Channel on YouTube

Connect to IFRS Insurance LinkedIn Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites www.deloitte.com/i2ii

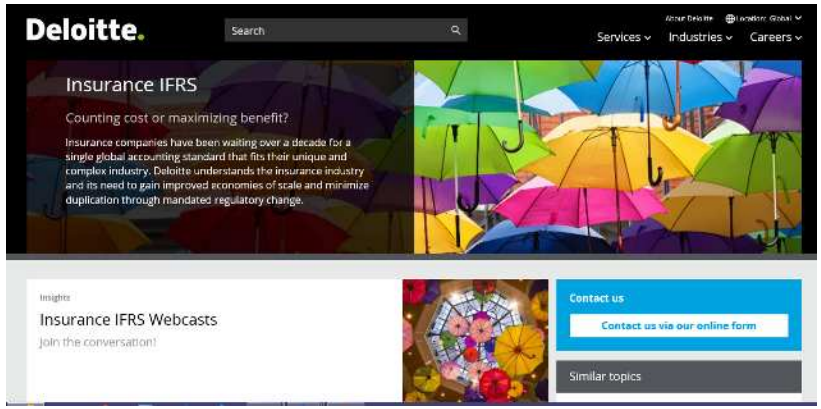

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.

Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.

© 2016 Deloitte LLP. All rights reserved.